

機械器具 80 はり又はきゅう用器具
管理医療機器 滅菌済み鍼 JMDN コード 34175000

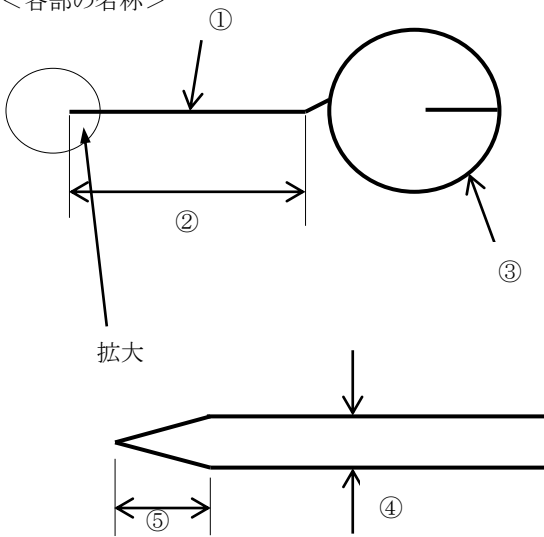
再使用禁止

セイリン皮内鍼

【禁忌・禁止】
再使用禁止

【形状・構造及び原理等】

<各部の名称>



構造名称	
①	鍼体(ステンレス鋼線)
②	鍼長
③	リング部(鍼柄)
④	線径
⑤	鍼尖

線径 (φ mm)	呼称	鍼長 (mm)					
		3 mm	4 mm	5 mm	6 mm	7 mm	8 mm
0.12	No.02	○	○				
0.14	No.01			○	○		
0.16	No.1					○	○

※タイプによって上記の○印の製品がないものもある

*<原理>

本品は外科的麻酔、疼痛緩和、又は他の治療効果を促進するため末梢神経を刺激する細長く先の尖った滅菌済み皮内鍼であって、JIS T 9301:2016 単回使用ごうしん(毫鍼)に適合するものである。

【使用目的又は効果】

本品は、鍼灸治療に用いられる器具である。

【使用方法等】

- ・滅菌済みにつき、包装開封後直ちに 1 回限り使用する。
 - (1)包装が破損、汚損又は水濡れしていないか確認する。
 - (2)刺入部位の皮膚を消毒する。
 - (3)包装を開封し、皮内鍼を取り出す。
 - (4)テープを鍼柄の当たる皮膚に貼り、皮膚面に平行に皮内鍼を刺入(水平刺)する。
 - (5)全体を覆うようにその上にテープを貼る。
 - (6)治療後は感染防止に留意し、安全な方法で廃棄する。

<使用方法等に関連する使用上の注意>

- ・個包装により、無菌が保たれています。包装がすでに破損又は汚損していた場合、使用しないでください。
- ・ご使用前に、鍼を点検してください。湾曲や損傷のある場合には使用しないでください。
- ・鍼を刺入する部位はアルコール綿等でよく清拭し、刺入してください。

【使用上の注意】

<使用注意(次の患者には慎重に適用すること)>

- ・妊婦[陣痛を誘発するおそれがある]
- ・悪性腫瘍を有する患者[悪性腫瘍の成長、転移を促進させるおそれがある]
- ・出血性疾患の患者[出血を助長するおそれがある]
- ・ニッケル及びクロム等のステンレス鋼成分に対する金属アレルギーを有する患者

<重要な基本的事項>

- ・皮内鍼固定期間を要する場合、皮内鍼刺入部への強い衝撃、又は部位の擦れを避ける事。又、激しい運動等を行わないよう指導してください。
- ・入浴時、鍼を外して入浴するよう、患者様をご指導ください。
- ・鍼を刺入した場所が発赤したり、カユミを感じるなど通常と異なる反応を示したり感じた場合、又は鍼を刺入した部位だけでなく、もっと広い範囲で通常と異なる反応を感じた場合にも直ちに抜去し、医師又ははり師に相談するよう患者様をご指導ください。
- ・鍼を刺入した上に施灸しないでください。

【保管方法及び有効期間等】

<保管方法>

- ・**水濡れ、直射日光、高温多湿及び化学物質で汚染される可能性のある場所を避け、子供が触れないよう保管してください。

<有効期間>

- ・外箱に記載(自己認証による)

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：セイリン株式会社
住 所：〒424-0061
静岡県静岡市清水区大内 147
電 話 番 号：054-344-7002
製 造 業 者：セイリン株式会社